

入札結果等の公表要領

(趣旨)

第1 この要領は、公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律（平成12年法律第127号。以下「法」という。）に基づく入札・契約情報及びその他の県が執行する入札・契約情報の公表について、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象)

第2 この要領により公表の対象とする情報は、次に掲げるとおりとし、その具体的内容は別記1のとおりとする。

- (1) 入札・契約等に係る各種の要領等
- (2) 建設工事（予定価格が250万円を超えないものを除く。）の入札及び見積合わせ並びに契約に関する情報
- (3) 建設工事に係る調査，測量及び設計並びに工事用資材の購入（以下「建設関連業務等」という。）の入札及び見積合わせの結果
- (4) 物品の購入，借受け又は製造及び役務の調達（予定価格が100万円を超えないものを除く。ただし，単価契約の場合は，予定価格に予定数量を乗じた価格が100万円を超えないものを除く。以下「物品調達等」という。）の入札及び見積合わせの結果

(公表の方法)

第3 公表の方法は、次のとおりとする。

- (1) 入札・契約等に係る各種の要領等
制定された日（当該日が宮城県の休日を定める条例（平成元年宮城県条例第10号）第1条第1項に定める日（以下「県の休日」という。）の場合はその翌日）から改正される日まで，入札情報サービスシステム（導入されていない地方機関を除く。），県政情報センター及び県政情報コーナー（以下「入札情報サービスシステム等」という。）で閲覧方式により公表するものとし，当該要領等が改正された場合にあっては，当該改正された日（当該日が県の休日の場合は，その翌日）から改正後の要領等を公表するものとする。
- (2) 建設工事発注見直し
イ 本庁各課室及び各地方機関は，毎年度の発注の見直し（以下「当初見直し」という。）を様式1により作成し，4月15日（当該日が県の休日の場合は，その翌日）から閲覧方式により公表する。その後，当初見直しの見直し後の発注見直し（以下「変更見直し」という。）を様式2により作成し，7月1日，10月1日及び1月4日（当該日が県の休日の場合は，その翌日）から閲覧方式により公表する。
ロ 公表は，入札情報サービスシステム等（県政情報コーナーについては管内地方機関の発注分に限る。）において当該年度の末日まで行うものとする。この場合，発注見直しの公表は，入札参加予定者の関心が特に高いと予測されることを考慮し，閲覧による公表のほか，当該発注予定機関において掲示による公表（少なくとも1週間）を併せて行うよう努めるものとする。
- (3) 建設工事の入札予定公告
予定価格5億円以上の案件について，入札公告を行う前週に出納局契約課のホームページにその概要を公表するものとする。
- (4) 建設工事，建設関連業務等及び物品調達等の入札結果等
イ 本庁の課室執行分
入札執行日又は随意契約の見積合わせを行った日（以下「入札執行日等」という。）の翌日（当該日が県の休日の場合は，その翌日）から入札情報サービスシステム等で閲覧方式により公表するものとする。ただし，物品調達等の入札情報サービスシステムでの公表は入札執行日又は随意契約の見積合わせを行った日からとする。（以下同じ。）
ロ 仙台地方振興事務所管内の地方機関執行分

入札執行所において閲覧方式により公表するとともに、入札執行日等の翌日から入札情報サービスシステムにおいて、また入札執行日等の翌日から起算して3日以内（県の休日を除く。）に県政情報センターで閲覧方式により公表する。この場合、入札執行所における公表期間は、県政情報センターで公表されるまでの間とする。

ハ 地方機関（仙台地方振興事務所管内の地方機関を除く。）執行分

入札執行所において閲覧方式により公表するとともに、入札執行日等の翌日から入札情報サービスシステムにおいて、また入札執行日等の翌日から起算して3日以内（県の休日を除く。）に県政情報コーナーで閲覧方式により公表するとともに、入札執行日等の翌日から起算して6日以内（県の休日を除く。）に県政情報センターで閲覧方式により公表する。この場合、入札執行所における公表期間は、県政情報コーナーで公表されるまでの間とする。

ニ 入札又は見積合わせの結果、参加者がいないため不調となった場合又は指名競争入札の結果、入札を保留（調査基準価格を下回った入札のとき。）した場合にはその旨を記載した書面（作成例を別記2（作成例）に示す。）を前記イ、ロ又はハの期日により公表するものとし、一般競争入札及び不調又は保留したものにあつては、落札決定後に前記イ、ロ又はハにおける「入札執行日等」を「落札決定日」と読み替えて入札又は見積合わせの結果を公表するものとする。

ホ 入札情報サービスシステム等での公表期間

入札情報サービスシステム等での公表は、当該入札執行日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。

(5) 建設工事契約後の概要等

イ 本庁内の課室による締結分

契約締結日の翌日（県の休日の場合はその翌日）から県政情報センターで閲覧方式により公表するものとする。

ロ 仙台地方振興事務所管内の地方機関による締結分

入札執行所において閲覧方式により公表するとともに、契約締結日の翌日から起算して3日以内（県の休日を除く。）に県政情報センターで閲覧方式により公表するものとする。この場合、入札執行所における公表期間は、県政情報センターで公表されるまでの間とする。

ハ 地方機関（仙台地方振興事務所管内の地方機関を除く。）による締結分

入札執行所において閲覧方式により公表するとともに、契約締結日の翌日から起算して3日以内（県の休日を除く。）に県政情報コーナーで閲覧方式により公表する。また、契約締結日の翌日から起算して6日以内（県の休日を除く。）に県政情報センターで閲覧方式により公表する。この場合、入札執行所における公表期間は、県政情報コーナーで公表されるまでの間とする。

ニ 県政情報センター及び県政情報コーナーでの公表期間

県政情報センター及び県政情報コーナーでの公表は、当該契約締結日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。

（閲覧に供する書類）

第4 閲覧に供する書類は、ファイルに編てつするものとする。この場合、閲覧するファイルの表題は次に掲げるものを基本とするが、該当する書類の分量によりファイルの構成を適宜変更しても差し支えないものとする。

- (1) 平成〇年度建設工事発注見通し
- (2) 入札・契約等に係る各種の要領等
- (3) 平成〇年度建設工事の入札結果等
- (4) 平成〇年度建設工事契約後の概要等
- (5) 平成〇年度建設関連業務等の入札結果等
- (6) 平成〇年度物品調達等の入札結果等

(閲覧書類の引継ぎ)

第5 閲覧書類の引継ぎに係る各機関での対応は、次のとおりとする。

(1) 建設工事発注見直し

イ 本庁各課室及び各地方機関は、当初見直し及び変更見直しを公表日の10日前(県の休日を除く。)までに各部局主管課に提出し、各部局主管課は、各課室分及び各地方機関分を取りまとめて出納局契約課に提出し、契約課は、公表日の3日前(県の休日を除く。)までに県政情報センターに提出する。

ロ 地方機関(仙台地方振興事務所管内の地方機関を除く。)にあつては、前記イのほか公表日の6日前(県の休日を除く。)までに県政情報コーナーに提出する。

(2) その他の書類

イ 本庁各課室

別記1第1項、第2項第2号及び第3号並びに第3項に掲げる書類一式を第3に示す期日までに、県政情報センターに提出する。

ロ 仙台地方振興事務所管内の地方機関

別記1第2項第2号及び第3号並びに第3項に掲げる書類一式を第3に示す期日までに、県政情報センターに1部送付する。なお、送付の際は、別記3(1)及び(2)を添付する。

ハ 地方機関(仙台地方振興事務所管内の地方機関を除く。)

ロに掲げる書類一式を第3に示す期日までに、県政情報コーナーに2部送付する。なお、送付の際は、別記3(1)及び(2)を添付する。

(3) 県政情報コーナー

イ 建設工事発注見直し

各地方機関から送付のあつたものを閲覧方式により公表する。

ロ その他の書類

各地方機関から提出のあつた書類一式のうち1部を閲覧方式により公表するとともに、残り1部を提出のあつた日から起算して3日以内(県の休日を除く。)に県政情報センターに提出する。

(建設工事発注見直しの作成方法)

第6 建設工事の発注見直しの作成方法については、次のとおりとする。

(1) 公表事項

原則として、「工事名」、「施工地」、「期間」、「種別」、「工事概要」及び「入札時期の予定」がすべて記載できるものを公表する。ただし、次の場合等は、この限りでないものとするが、法の趣旨を踏まえ、できるだけ公表できるよう、見直しの把握に努めること。

イ 用地取得の遅れ等のため、入札時期が未定であるもの

ロ 詳細設計が未了のもの

ハ 地元との調整を要するため、慎重に取り扱う必要があるもの

ニ 埋蔵文化財の調査に時間を要するもの

ホ 応急の災害復旧工事

ヘ その他見直しを公表することにより、業務の遂行に支障を来すおそれのあるもの

(2) 発注機関の分類

発注見直しは、発注する課所ごとに作成するものとするが、本庁発注であるか地方機関発注であるか未定の場合は、本庁主務課と地方機関とで協議し、いずれかに振り分けを行うこと。また、執行委任する場合は、委任先が作成するものとする。

(3) 当初見直しの作成

当初見直しの作成に当たっては、4月1日以降に入札執行するものを記載する。ただし、4月1日から公表日前日までの間に入札執行予定又は、終了したものについては、入札時期の欄に「執行済」と記載すること。

(4) 変更見通しの作成

変更見通しの作成に当たっては、公表日以降に入札執行するもののみを記載すること。

(5) 各項目の記載方法

各項目ごとの記載方法は、次のとおりとする。

- イ 工事名 仮称でも差し支えない。また、工事番号は記載しないこと。
- ロ 施工地 市町村名及び大字まで記載すること。
- ハ 期間 1年未満の場合は月単位で「約○か月間」と表示し、1年を超える場合は「約○年○か月間」と表示すること。
- ニ 種別 宮城県建設工事に係る競争入札の参加登録等に関する規程(平成13年宮城県告示第727号)の別表に掲げる発注工事の種類(小分類)を記載すること。
- ホ 工事概要 設計図書の表紙等に記載している工事概要の主要な部分を記載すること。この場合、記載欄に収まらない場合は適宜工夫して記載して差し支えない。
- ヘ 発注時期 4半期単位(例：第2四半期)で記載すること。

(建設工事の指名内申書における指名理由の記載方法)

第7 全業者の中から最終的な指名業者選定に至るまでの具体的な絞り込み条件を、その段階ごとに番号を付して記載するものとする。この場合、指名理由の後に、その理由により選定した業者数を記入するものとする(記載例を次の表に示す。)

記載例

(1) 土木一式工事業の登録業種を持つ業者を選定	107者
(2) Sランクの登録等級を持つ業者を選定	72者
(3) 県内に本店(営業所)を持つ業者を選定	43者
(4) 同種の工事施工実績のある業者を選定	22者
(5) 経営事項審査の総合評点の高位の業者を選定	20者

2 工事ランク外の業者を選定した場合は、その理由と選定した業者数を記載するものとする。

この場合、建設工事競争入札に係る入札参加者指名基準(平成14年宮城県告示第369号)の該当条項を記載するのではなく、具体的な理由を記載するものとし、全業者ランク外の場合は最初に、追加する場合は最後に記載するものとする。

- (番号) 災害応急復旧工事のためランク外の業者を選定(追加)
○○者
- (番号) 技術的に特殊な工事のためランク外の業者を選定(追加) ○
○者
- (番号) 技術的水準の維持を要するためランク外の業者を選定(追加)
○者
- (番号) 短期間で完成を要する工事のためランク外業者を選定(追加)
○者
- (番号) その他理由を具体的に記載

(建設工事に係る積算内訳書の公表)

第8 建設工事に係る積算内訳書の公表内容は、次のとおりとする。(作成例を別記4(作成例)に示す。)

(1) 積算内訳書

工事番号、工事名、施工地名、執行課所名、工期及び工事概要

(2) 積算内訳

工事区分、工種、種別について、それぞれの名称、数量(すべて「一」)単位(すべて「式」)、及び金額

(入札執行前における指名調書の非公表)

第9 入札参加業者が相互に接触する機会をなくすることにより談合防止を図るため、入札執行前における指名調書の公表は、行わないものとし、仕様の閲覧や説明会については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 現場説明会や仕様説明会は入札参加業者が一堂に会する機会となるので開催しないように配慮すること。
- (2) 設計図書や仕様の閲覧に際しては、電子入札システム及び電子調達システムに掲載又は、指名通知に添えて郵送する等、入札参加者同士が閲覧所で知り合う機会を少なくするよう配慮すること。
- (3) 仕様の閲覧や説明会の閲覧（出席）確認は、指名業者一覧が記載された現場説明復命書に記名・押印させる方法ではなく、入札参加者が他の入札参加者を知り得ることのないように入札参加者の名刺を徴収する等の方法に代えるものとする。
- (4) 設計図書を複写業者に依頼して有料で配布する場合には、設計図書を購入した者の氏名を他の購入者が知り得ることのないように配慮することを義務付けた上で複写業者と契約書等を取り交わすこと。
- (5) 建設工事及び建設関連業務等の指名競争入札を実施する場合には、指名通知後に、入札案件の名称、入札実施の日時及び場所を本庁課室執行分については県政情報センターで、地方機関執行分については発注機関において掲示すること。

(閲覧書類の複写)

第10 閲覧者が閲覧書類の複写を希望する場合は、入札公告時等の設計図書等を除き、県政情報センター及び県政情報コーナーにおいて複写を認めるものとする。

(その他)

第11 合同庁舎（仙台合同庁舎を除く。）内の地方機関においては、第3第4号ハ及び第5号ハで定めている入札執行所における閲覧事務を県政情報コーナーに依頼することができるものとする。この場合において、第5第2号ハにおける「3日以内（県の休日を除く。）に」は、「翌日までに」と読み替えるものとする。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年2月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。